

環境影響評価書案の概要

—都市計画道路調布2・1・3号線建設事業—

昭和62年10月

東 京 都

1. 総 括

1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一
 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1.2 対象事業の名称

都市計画道路調布2.1.3号線建設事業
 (対象事業の種類：道路の改築)

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、「調布都市計画道路2等大路第1類第3号線（以下、調布2.1.3号線という）」のうち、東京都調布市多摩川二丁目地先の多摩川左岸堤を起点に、調布市小島町一丁目を終点とする延長約1.7km区間を2車線（現道幅員約10m，現都市計画幅員18.0m）から4車線（25.0m）に都市計画変更し改築するものである。

当該道路は、道路構造令に定める第4種第1級の規格（往復4車線，設計速度60km/時）を有し、起点より約0.3kmは多摩川原橋の取付部で、その他の約1.4kmは平坦な道路である。

事業工程は表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業工程表

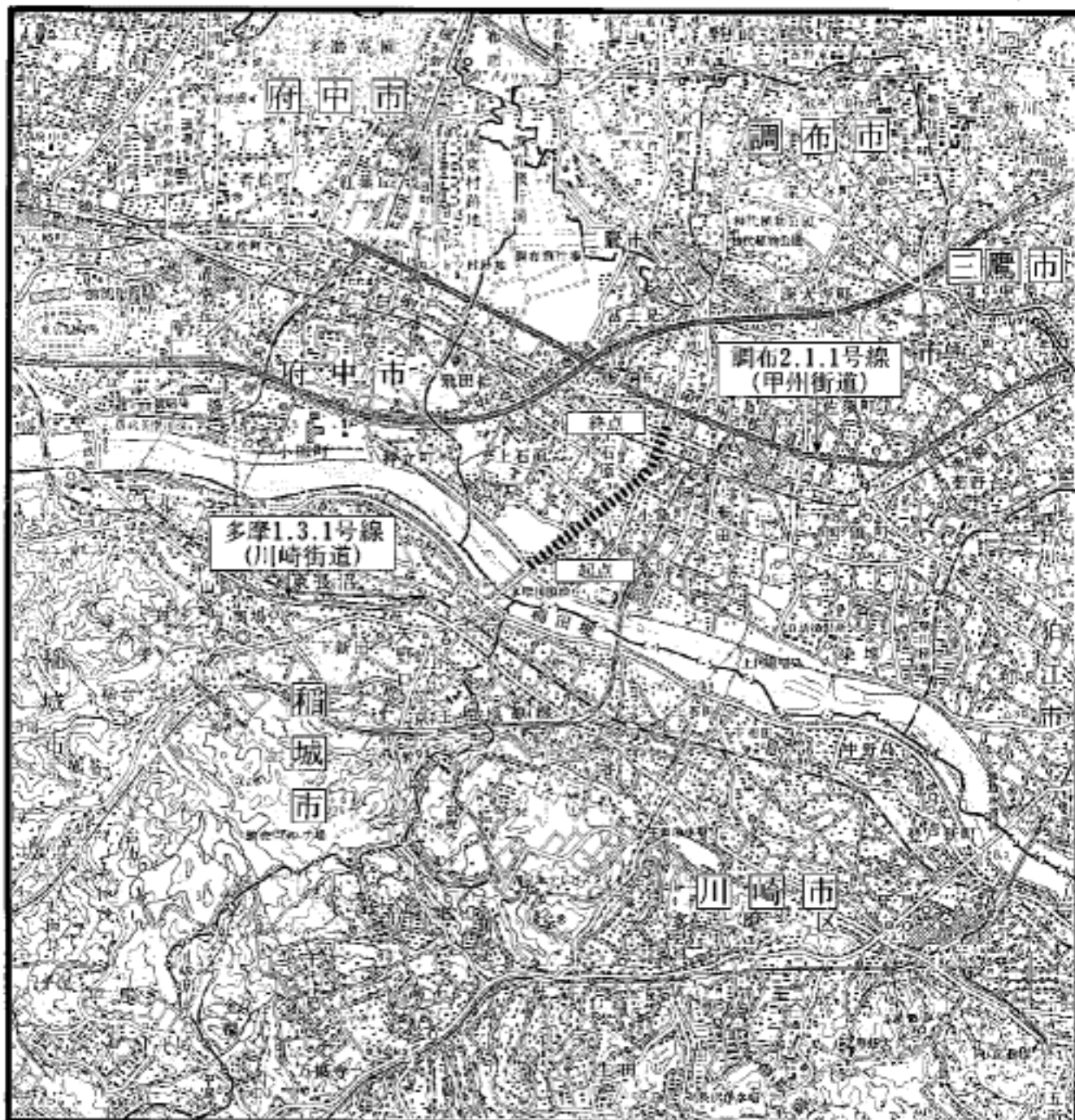
工事内容		年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
用地取得			■										
橋梁取付工事	上流側			■									
	下流側							■					
平面街路築造工事							■						

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、本計画路線の周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う影響は、一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化硫黄ともに環境基準を下まわるため、環境への影響は少ないと考える。
2. 騒音	工事の施行中の建設作業騒音は、法及び条例に定める勧告基準を下まわるため環境への影響は少ないと考えるが、さらに低騒音型建設機械を積極的に導入し周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通騒音は、環境基準を上まわる地域が多いため沿道利用との調和を考慮した対策を講じ、周辺地域の環境保全に努める。
3. 振動	工事の施行中の建設作業振動は、法及び条例に定める勧告基準を下まわるため環境への影響は少ないと考えるが、さらに低振動型建設機械を積極的に導入し周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通振動は、法に定める要請限度を下まわるため、環境への影響は少ないと考える。
4. 日照阻害	計画路線により新たに生ずる日陰時間は、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定める日陰時間を下まわるため、環境への影響は少ないと考える。
5. 電波障害	計画路線沿道地域の住宅地等には遮へい障害及び反射障害は発生しないため、環境への影響はないと考える。
6. 景観	計画路線区域内の植栽可能な部分には極力緑化を図り、周辺景観に融和するよう十分に配慮するため、地域景観並びに代表的な眺望地点からの眺望に与える影響は少ないと考える。



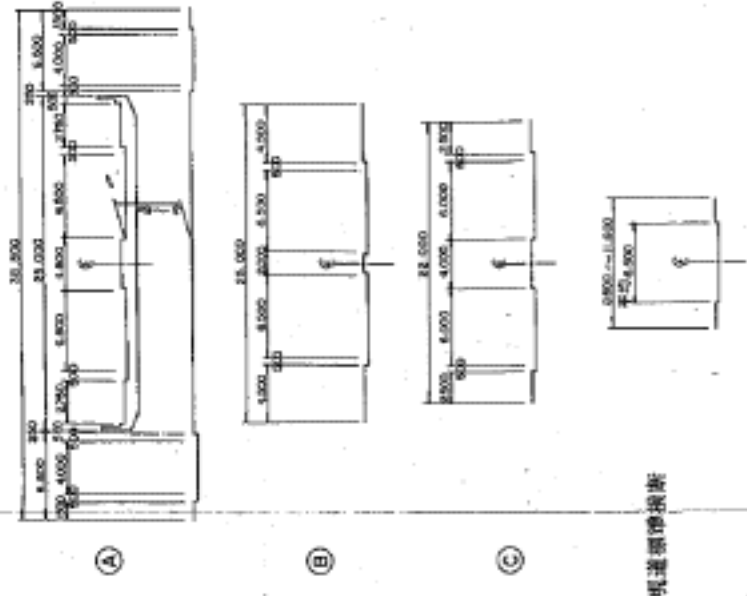
凡 例

————— : 計画路線

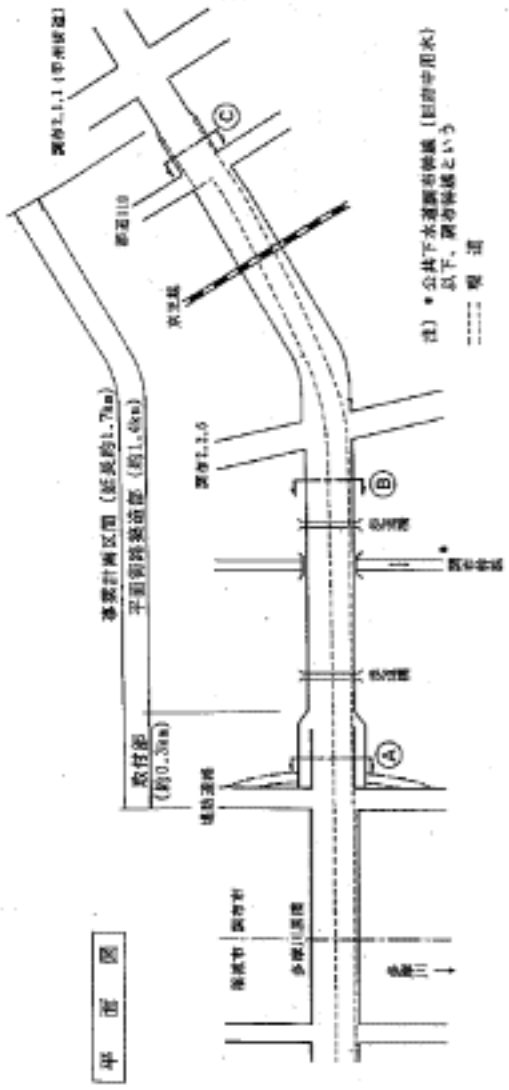
図2.2-1 計画路線の事業子定位置



横断面



下水道横断面

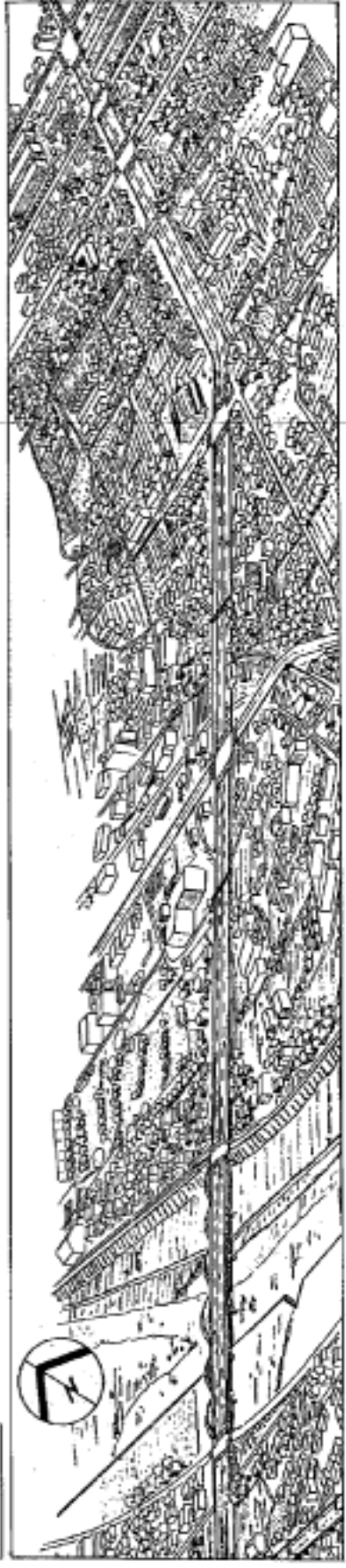


平面図



縦断面

鳥瞰図



都市計画道路調査 2.1.3号線 道路計画図